

臓器提供と意思表示についての アンケート結果

～いばらきネットモニターアンケート結果～

平成27年10月

茨城県保健福祉部薬務課

～調査の概要～

1 いばらきネットモニター制度とは

- 資格要件: 満16歳以上で, インターネットを利用し日本語で電子メールを扱える者
- 任期: なし
- 定員: 制限なし
- 活動内容: アンケート調査への回答(随時)
- モニター登録者数: 927名(H27. 4. 1現在)

2 臓器提供と意思表示についてのアンケート

- 趣旨: 改正臓器移植法により, 脳死下での臓器提供は, 本人の意思が不明でも家族の書面による承諾があれば可能となっている。県としては, 家族に過重な精神的負担を負わせないためにも, 県計画における県民に期待する役割として「臓器提供に関する意思表示の実施」を掲げているところであり, 今回, 現状の把握及び今後の施策推進のための基礎材料とするため, 本アンケートを実施した。
- 実施期間: 平成27年10月15日～10月28日
- 対象モニター数: 843人
- 回答モニター数: 213人
- 回答率: 25. 3%

臓器提供と意思表示についてのアンケート結果

～回答者の属性～

- 有効回答人数213人の内訳は下記のとおり

図1:地域別回答数

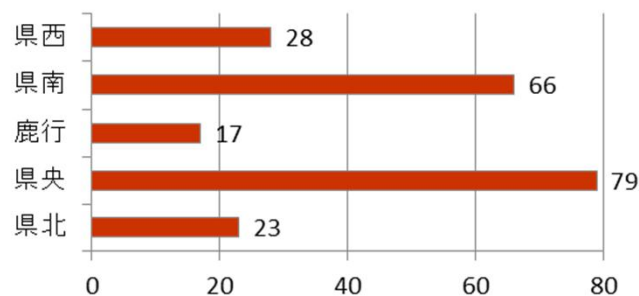


図2:性別

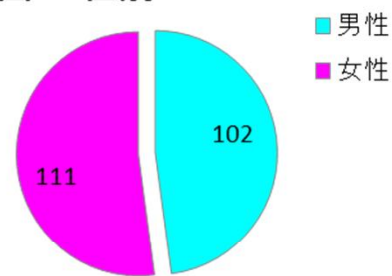


図3:対象者の年代

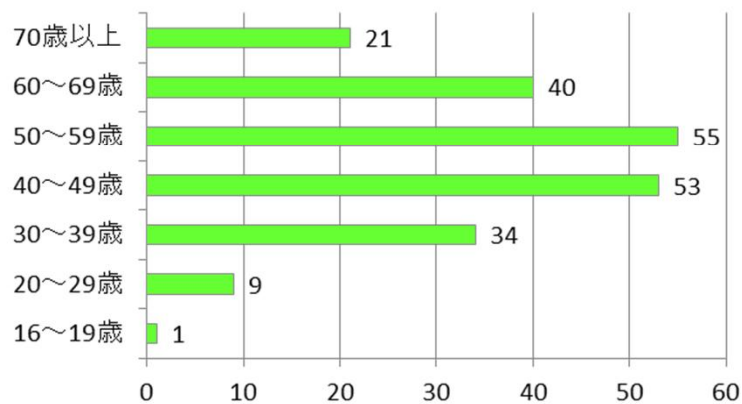
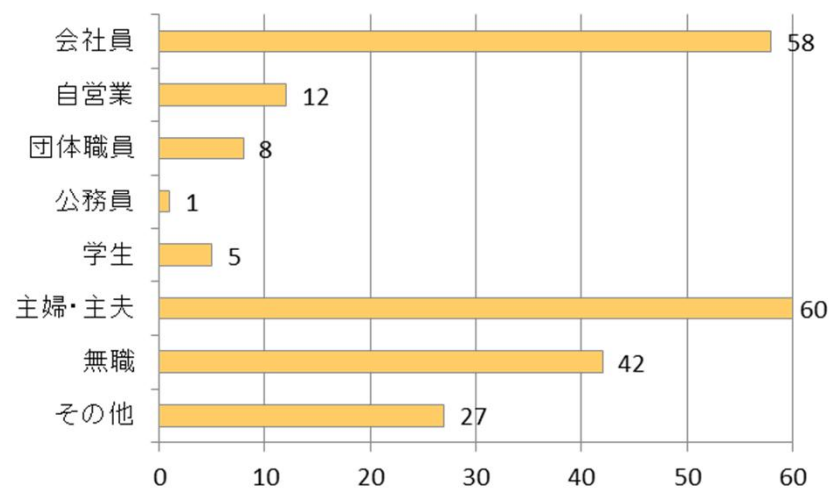


図4:職業別



臓器提供と意思表示についてのアンケート結果

～臓器提供意思表示欄の認知度と記入率～

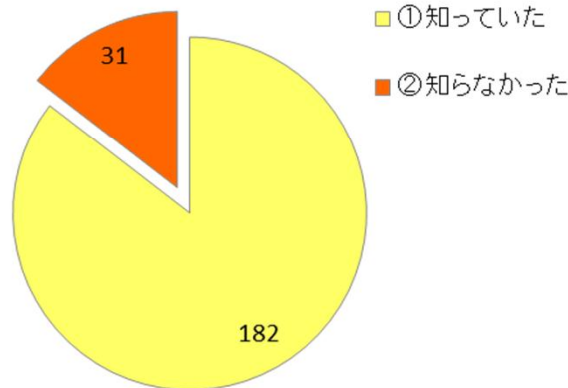
- 運転免許証や健康保険証の裏面に「臓器提供意思表示欄」があることを、85.4%の方が認知している。
- 実際に意思を記入している方は28.6%と高かった。

(参考) H25内閣府調:12.6%

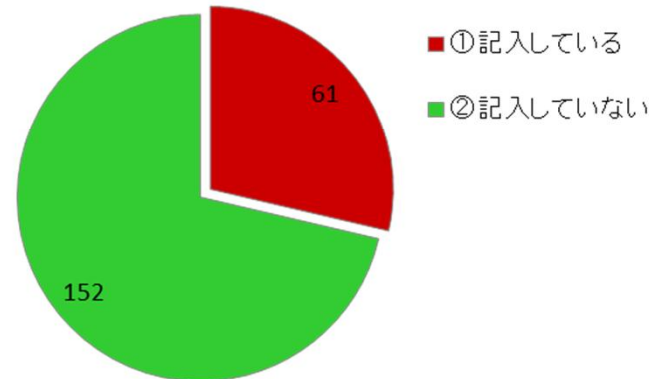
H26(公社)日本臓器移植ネットワーク調:13.4%

H26(公財)いばらき腎臓財団調:18%

問1:臓器提供意思表示欄をご存知ですか。



問2:意思を記入していますか。



臓器提供と意思表示についてのアンケート結果

～意思表示している媒体～

- 意思を記入している物のうち、最も多いのは「健康保険証」(44.1%, 複数回答可)だった。
- また、回答者は調査対象者(図3)と比べ、60歳代の比率が高かった。
- なお、調査内容を簡略にするため、インターネットでの意思表示は選択肢に含めていない。

問3: 意思を記入しているもの

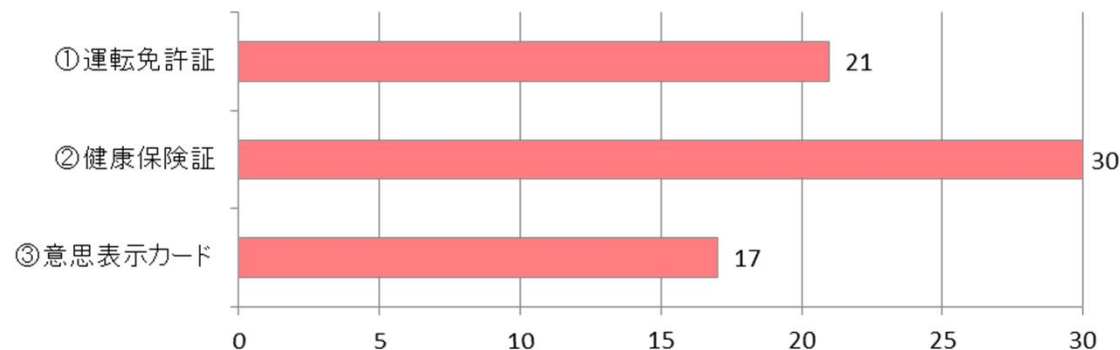


図5: 問3回答者の性別

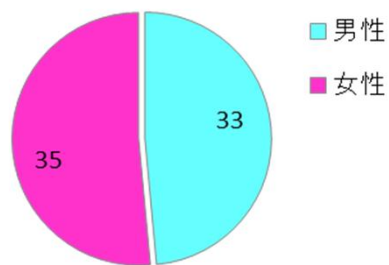
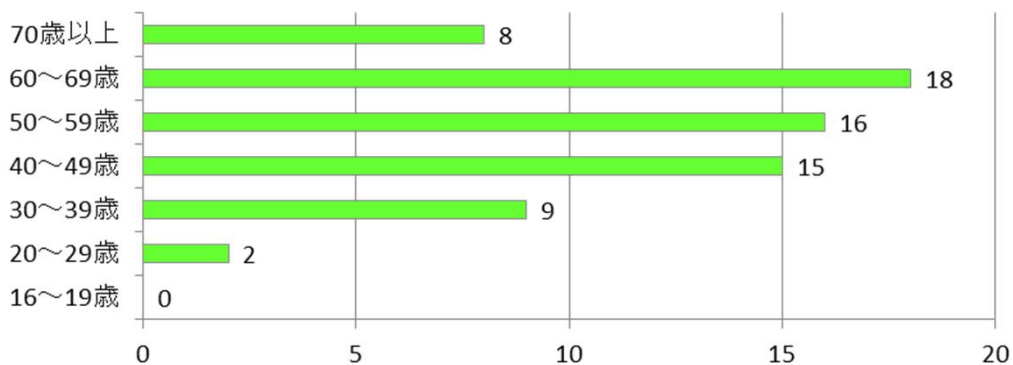


図6: 問3回答者の年齢別

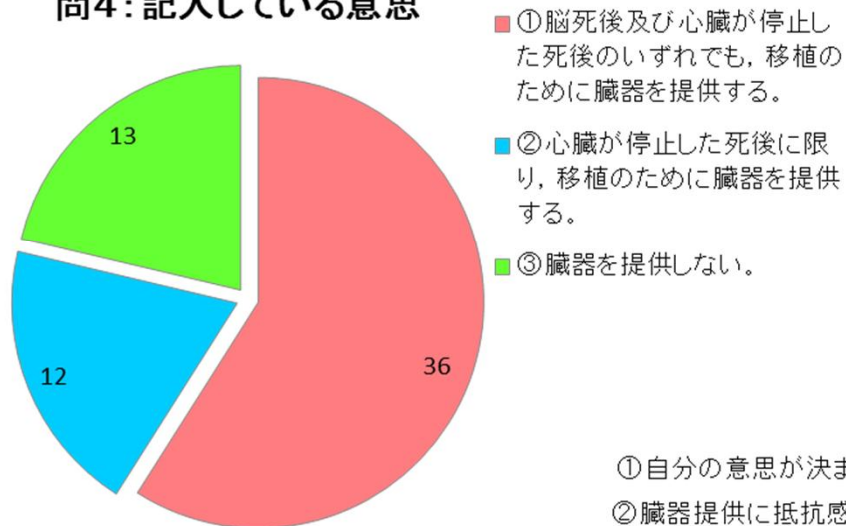


臓器提供と意思表示についてのアンケート結果

～意思表示している内容～

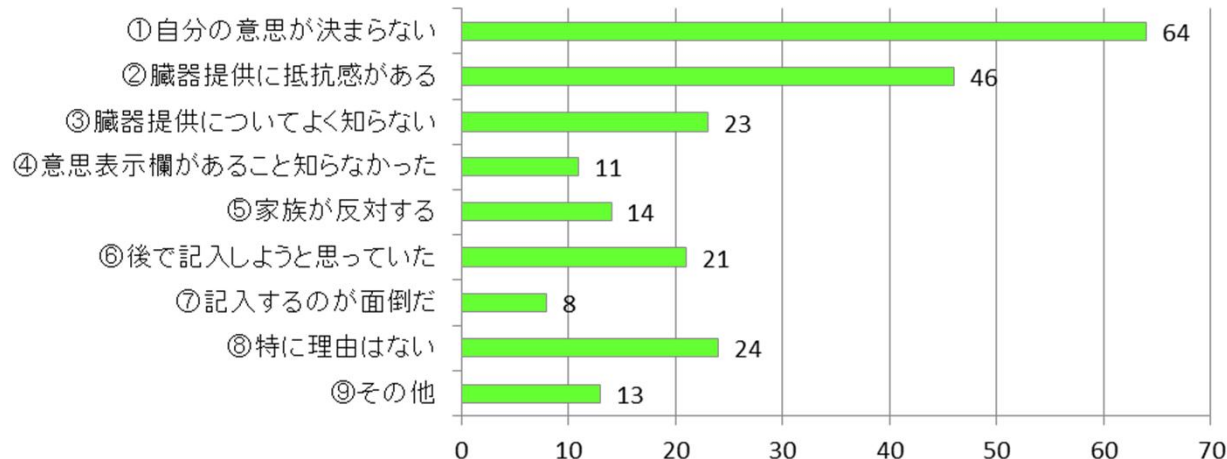
- 意思表示している方のうち、59%が「①脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供する。」欄に記入している。

問4：記入している意思



- また、意思表示を記入していない方に理由をたずねたところ、「自分の意思が決まらないから」と回答された方が最も多かった。

問5：意思表示を記入しない理由



～総括～

- 健康保険証や運転免許証の裏面に「臓器提供意思表示欄」があることは85.4%の県民が認知
- 28.6%の方が実際に意思を記入しており、同種の調査と比べても着実に意思表示率は向上していると考えられる。
- また、媒体としては「健康保険証」への記載率が最も高いことから、健康保険証への記入を中心に呼びかけることが有効と思慮される。
- なお、意思を記入している方のうち、59%は脳死後・心臓停止死後いずれの場合も、移植のために臓器を提供するとしている。
- 意思表示をしていない方のうち、最も多い理由は「意思が決まらない」であり、「臓器提供についてよく知らない」という理由もあることから、引き続き県民に対し、意思決定に役立つ情報提供に努める必要がある。